

原告140

1 認定事実

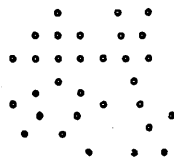
原告140は、昭和10年に鳥取県で出生した。

原告140の現住所は、本件地域一覧の鳥取県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

(甲241, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告140は、その現住所が本件地域にある。他方、証拠(乙466, 647)によれば、原告140が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告140の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「鳥取県」の欄の公表により、原告140のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 原告140は、本件人物一覧に自らに関する情報を公開されたとは主張していないので、本件人物一覧の公開によりプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (3) 前記(1)の違法なプライバシー侵害により、原告140の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告140が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると1万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は1000円と認めるのが相当である。



原告141

1 認定事実

原告141は、昭和25年に鳥取市で出生した。

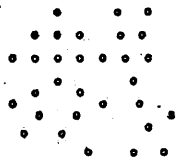
原告141の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の鳥取県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

原告141は、本件人物一覧の「部落解放同盟鳥取県連合会役員」の欄に氏名、住所及び電話番号を掲載された。

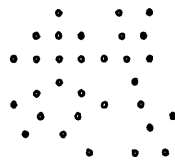
(甲242, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告141は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。他方、証拠(乙467)によれば、原告141が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、多数の報告者等が羅列されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告141の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「鳥取県」の欄の公表により、原告141のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告141は、本件人物一覧に原告解放同盟に所属していること、住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1)、(2)の違法なプライバシー侵害により、原告141の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告141が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると3万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用



は3000円と認めるのが相当である。



原告142

1 認定事実

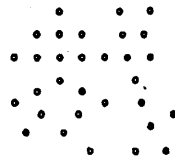
原告142は、昭和23年に鳥取県倉吉市で出生した。

原告142の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の鳥取県の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「現在地」欄に記載されている。

(甲243, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告142は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。他方、証拠(乙468)によれば、原告142は自らが原告解放同盟に所属している事実を明らかにして、原告解放同盟の関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも1回行い、その活動がインターネット上に掲載されたと認められるが、多数の報告者等が羅列されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告142の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「鳥取県」の欄の公表により、原告142のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 原告142は、自らに関する情報が本件人物一覧に公開されたとは主張していないため、本件人物一覧の公開によりプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (3) 前記(1)の違法なプライバシー侵害により、原告142の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告142が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると1万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は1000円と認めるのが相当である。



原告143

1 認定事実

原告143は、昭和2年、鳥取県で出生した。

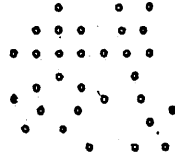
原告143の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の鳥取県の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「現在地」欄に記載されている。

原告143は、本件人物一覧の「部落解放同盟鳥取県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

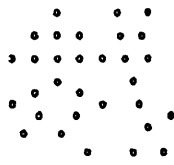
(甲244, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告143は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。他方、証拠（乙469）によれば、原告143が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告143の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「鳥取県」の欄の公表により、原告143のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告143は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1)、(2)の違法なプライバシー侵害により、原告143の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告143が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると2万5000円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁



護士費用は2500円と認めるのが相当である。



原告 1 4 4

1 認定事実

原告 1 4 4 は、昭和 2 7 年に鳥取市で出生した。

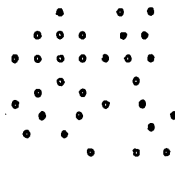
原告 1 4 4 の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の鳥取県の欄にある特定の地域における「部落所在地」、「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

原告 1 4 4 は、本件人物一覧の「部落解放同盟鳥取県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

(甲 2 4 5, 3 4 4)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 1 4 4 は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。しかし、証拠(乙 3 8 4, 4 0 0)によれば、原告 1 4 4 は、平成 1 5 年 4 月、原告解放同盟の組織内候補として鳥取県議会議員選挙に立候補し当選したことが認められ、原告 1 4 4 が原告解放同盟に所属していることは一般に広く知られていると推認される。これに原告解放同盟の組織構成(前提事実(1)ア)を併せると、原告 1 4 4 の現住所及び現本籍が本件地域にあることも一般に広く知られていると推認される。そうすると、本件地域一覧の公表により、原告 1 4 4 のプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告 1 4 4 は、本件人物一覧に住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 1 4 4 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、1 万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は 1 0 0 0 円と認めるのが相当である。



原告145

1 認定事実

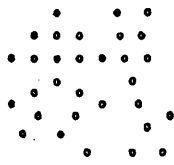
原告145は、昭和24年に島根県で出生し、現在は島根県連合会執行委員長を務めている。

原告145は、本件人物一覧の「部落解放同盟島根県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

(甲246)

2 判断

- (1) 原告145の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表によりプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告145は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。これに対し、証拠(乙648)によれば、原告145は自らが原告解放同盟に所属している事実を明らかにして、原告解放同盟の関係者以外の者も対象としたイベントを少なくとも1回行い、その活動がインターネット上に掲載されたと認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められないから、上記の認定判断を左右するものではない。
- (3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告145の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告145が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると1万5000円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は1500円と認めるのが相当である。



原告146

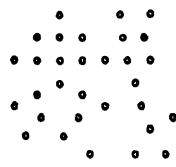
1 認定事実

原告146は、昭和47年に島根県で出生し、現在は原告解放同盟島根県連合会女性部長を務めている。

(甲141)

2 判断

- (1) 原告146の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表によりプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 原告146は、本件人物一覧に自らに関する情報を公開されたとは主張していないため、本件人物一覧の公開によりプライバシーが侵害されたとは認められない。



原告147

1 認定事実

原告147は、昭和31年に島根県で出生し、現在は原告解放同盟島根県連合会役員等を務めている。

原告147の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の島根県の欄にある特定の地域における「部落所在地」、「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

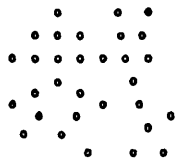
(甲247, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告147は、その現住所及び現本籍が本件地域にあるので、本件地域一覧の「島根県」の欄の公表により、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 原告147は、本件人物一覧に自らに関する情報を公開されたとは主張していないため、本件人物一覧の公開によりプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (3) 前記(1)の違法なプライバシー侵害により、原告147の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、1万5000円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は1500円と認めるのが相当である。

原告148

欠番



原告149

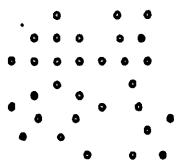
1 認定事実

原告149は、昭和28年に島根県浜田市で出生し、現在は原告解放同盟島根県連合会副委員長を務めている。

(甲249)

2 判断

- (1) 原告149の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表によりプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 原告149は、本件人物一覧に自らに関する情報を公開されたとは主張していないため、本件人物一覧の公開によりプライバシーが侵害されたとは認められない。



原告150

1 認定事実

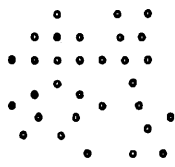
原告150は、昭和25年に京都市で出生した。

原告150の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の島根県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

(甲250, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告150は、その現住所及び現本籍が本件地域にあるので、本件地域一覧の「島根県」の欄の公表により、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 原告150は、本件人物一覧に自らに関する情報を公開されたとは主張していないため、本件人物一覧の公開によりプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (3) 前記(1)の違法なプライバシー侵害により、原告150の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、1万5000円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は1500円と認めるのが相当である。



原告151

1 認定事実

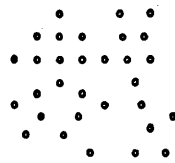
原告151は、昭和15年に岡山県笠岡市にて出生し、現在は原告解放同盟岡山県連合会委員長を務めている。

原告151の現本籍は、本件地域一覧の岡山県の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「現在地」欄に記載されている。

(甲251, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告151は、その現本籍が本件地域にある。他方、証拠(乙470)によれば、原告151が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告151の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「岡山県」の欄の公表により、原告151のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 原告151は、本件人物一覧に自らの情報を掲載されたとは主張していないため、本件人物一覧の公開によりプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (3) 前記(1)の違法なプライバシー侵害により、原告151の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告151が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると1万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は1000円と認めるのが相当である。



原告152

1 認定事実

原告152は、昭和24年に広島県尾道市で出生し、現在は原告解放同盟尾道市協議会議長を務めている。

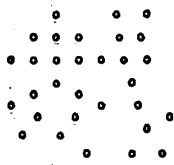
原告152の現住所は、本件地域一覧の広島県の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「現在地」欄に記載されている。

原告152は、本件人物一覧の「部落解放同盟広島県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

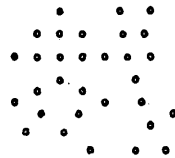
(甲142, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告152は、その現住所が本件地域にある。他方、証拠(乙339)によれば、原告152が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されていることなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告152の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「広島県」の欄の公表により、原告152のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告152は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名、住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1)、(2)の違法なプライバシー侵害により、原告152の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告152が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると3万円と



認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は3000円と認めるのが相当である。



原告153

1 認定事実

原告153は、昭和27年に広島県尾道市で出生し、現在は原告解放同盟広島県連合会副委員長を務めている。

原告153の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の広島県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告153は、本件人物一覧の「部落解放同盟広島県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

(甲338, 344)

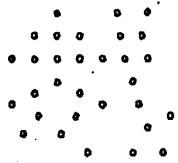
2 判断

(1) 上記認定によれば、原告153は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。

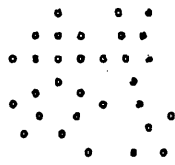
他方、証拠（乙551, 657）によれば、原告153が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告153の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「広島県」の欄の公表により、原告153のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。

(2) 上記認定によれば、原告153は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。

(3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告153の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告153が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると2万50



00円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は2500円と認めるのが相当である。



原告154

1 認定事実

原告154は、昭和22年に広島県福山市で出生した。

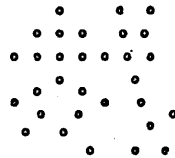
原告154の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の広島県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告154は、本件人物一覧の「部落解放同盟広島県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所、電話番号及び議員であることを掲載された。

(甲339, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告154は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。しかし、証拠(乙552)によれば、原告154は、自らが部落解放同盟広島県連合会委員長であり、部落解放運動に長年にわたって参加していることを自身が所属する政党のホームページ上に掲載していたと認められ、原告154はこれを自らの意思で公開していたと推認される。これに原告解放同盟の組織構成(前提事実(1)ア)を併せると、原告154の現住所及び現本籍が本件地域にあることも自らの意思で公開していたものというほかなく、本件地域一覧の公表により、原告154のプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告154は、本件人物一覧に住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。一方、前記(1)で説示するところによれば、原告解放同盟における役職については、自ら公表していたと推認され、本件人物一覧の公開によりプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告154の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、1万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は1000円と認めるのが相当である。



原告155

欠番

原告156

欠番

原告157

1 認定事実

原告157は、昭和10年に出生した。

原告157は、本件人物一覧の「部落解放同盟広島県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし末尾に不要な数字が付記されたもの）及び電話番号を掲載された。

(甲341)

2 判断

- (1) 原告157の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表によりプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告157は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名、住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる（公開された住所は末尾に不要な数字が付記されているが、これによっても原告157の住所を特定できるといえるため、上記の認定判断は左右されない。）。これに対し、証拠（乙554）によれば、原告157は自らが原告解放同盟に所属している事実を明らかにして、原告解放同盟の関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも1回行い、その活動がインターネット上に掲載されたと認められるが、上記の掲載が本件人物一覧の公開後である平成28年11月であることはおくとしても、電子化されたミニコミ誌の末



尾に掲載されているに過ぎないなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められないから、上記認定判断を左右するものではない。

- (3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告157の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告157が原告解放同盟に所属していることが本件口頭弁論終結時点でインターネット上に掲載されていたことも考慮すると2万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は2000円と認めるのが相当である。